

# 今後の検討事項について

令和3年4月22日

消費者庁

# 今後の検討事項(案)

第1回では、主な検討事項の例として、(1)被害回復関係業務の遂行確保、(2)対象事案の範囲、(3)制度の効果・認知度の検証をお示し、ご議論いただいた。各委員のご意見を踏まえ、現時点での今後の検討事項を以下のものとしてはどうか。

## 1. 総論

- ① 特定適格消費者団体の数や訴訟件数の評価<sup>(1)</sup>
- ② 消費者団体訴訟制度(被害回復)の効果の検証<sup>(3)</sup>
- ③ 消費者団体訴訟制度(被害回復)や特定適格消費者団体の認知度・信頼度の検証<sup>(3)</sup>

## 2. 消費者裁判手続特例法に関するもの

- ① 対象となる事案の範囲<sup>(2)</sup>
- ② 共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方<sup>(1)</sup>
- ③ 対象消費者への情報提供の在り方<sup>(1)</sup>
- ④ 実効性、効率性及び利便性を高める方策(簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲、特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方、費用負担の在り方及び手続のIT化等)<sup>(1)</sup>

## 3. 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備に関するもの

- ① 情報面<sup>(1)</sup>
- ② 体制面・財政面<sup>(1)</sup>
- ③ 事務負担等<sup>(1)</sup>